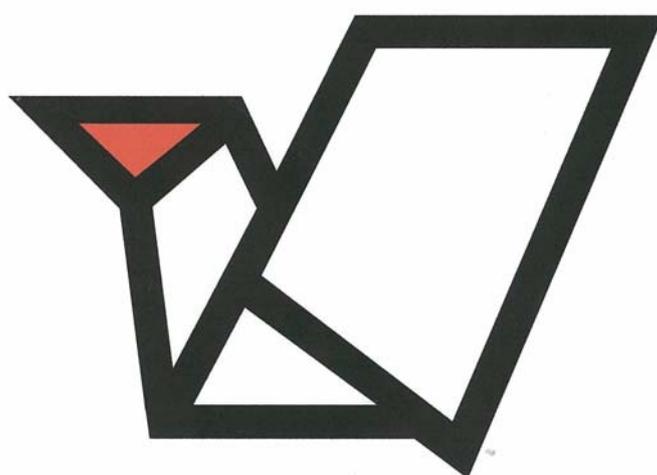


平成27年  
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
第1回定例会



平成27年3月24日



平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録  
平成27年3月24日(火曜日)

○議事日程・場所

平成27年3月24日 午後2時30分 開議

於：横浜シンポジア「議場」

- 日程第1．広域連合長挨拶
- 日程第2．議席の指定
- 日程第3．会議録署名議員の指名
- 日程第4．会期の決定
- 日程第5．諸般の報告
- 日程第6．一般質問
- 日程第7．神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第8．神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第9．神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第10．神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第11．神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条  
例の一部を改正する条例について
- 日程第12．平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第  
1号）について
- 日程第13．平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第2号）について
- 日程第14．平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第15．平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計予算について
- 日程第16．神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第17．神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めるこ  
とについて
- 日程第18．（追加）陳情第1号
- 日程第19．（追加）陳情第2号
- 日程第20．（追加）陳情第3号
- 日程第21．（追加）閉会中継続審査

○出席議員(20人)

1 番	齊 藤 達 也	1 1 番	大 野 忠 之
2 番	田 中 忠 昭	1 2 番	須 田 毅 雄
3 番	高 橋 正 治	1 3 番	出 口 正 雄
4 番	川 口 正 珠	1 4 番	吉 岡 和 江
5 番	花 上 喜 代 志	1 5 番	石 田 久 良
6 番	木 下 義 裕 子	1 6 番	白 井 田 人
7 番	白 井 正 正 子	1 7 番	山 田 井 義
8 番	小 川 正 正 子	1 8 番	石 井 隆
9 番	吉 沢 章 幸	1 9 番	二 芳 和 幸
1 0 番	岩 崎 善 善	2 0 番	鳥 羽 清

○説明のため出席した者

広域連合長	林	文 子
副広域連合長	大 矢 明 夫	
副広域連合長	大 木 哲 恵	
事務局長	安 藤 康 均	
総務課担当課長	岩 崎 均 彦	
業務課長	武 田 伸 彦	
会計管理者兼 会計課長	市 成 正 人	

○職務のため出席した者

書記長	能 條 直 幸	書 記	長 田 薫
書 記	神 林 高 之	書 記	大 房 千 恵
書 記	岩 崎 雄 二 郎	書 記	峰 尾 絵 美 子
書 記	水 越 茉 耶	書 記	林 紀 子

## 【開会の挨拶】

### ○議長（岩崎 善幸君）

皆様、こんにちは。議長の岩崎でございます。失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。ただいまの出席議員は 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 27 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、議場配付資料①の 1 ページ議事日程表のとおりですので、よろしくお願いたします。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

---

## 【諸報告】

### ○議長（岩崎 善幸君）

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

議会閉会中に、区分 7 選出の 川口仁議員の辞職に伴い、平成 26 年 10 月 10 日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、石井芳隆議員が選出されましたことを御報告いたします。

---

## 【広域連合長挨拶】

### ○議長（岩崎 善幸君）

日程第 1、「広域連合長挨拶」を行います。広域連合長から、発言を求められておりますので、許可いたします。林広域連合長。

### ○広域連合長（林 文子君）

皆様、こんにちは。広域連合長の林でございます。

広域連合議会第 1 回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、本年 4 月で 8 年目を迎えます。制度開始当初、68 万 2 千人だった当広域連合の被保険者数は、今年 2 月末時点で約 92 万 2 千人となり、7 年間で 24 万人増加しています。今後さらなる高齢化の進行により、75 歳以上の方々が県の人口に占める割合は、現在の「約 10%」から、20 年後の平成 47 年には「約 18%」になると推計されています。今後も続くと見込まれる、医療費や被保険者の増加に対応するため、医療費の適正化事業や、健康診査の効果的・効率的な実施など、第 2 次広域計画に掲げた施策の実現に向け、取組をしっかりと進めていく必要があります。

また、去る 1 月 13 日の「社会保障制度改革推進本部」で決定された「医療保険制度改革骨子」には、医療費適正化や負担の公平化、保険料軽減特例の段階的縮小、高齢者の特性に応じた保健事業の実施など、後期高齢者医療にも大きく影響する事項が含まれています。今後も国の動きを注視して適切に対応していく必要があります。

また、来年1月には「社会保障・税番号制度」が導入される予定であり、当広域連合としても、既に、今年10月の個人番号通知を見据え、諸準備を進めています。

本日の定例会では、こうした動きを踏まえた、条例改正案と予算案を上程しております。予算案には、医療費適正化を一層推進するため、医療費通知の全市町村での実施や、新たに行う歯科健診にかかる経費も計上しています。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

---

### 【議席の指定】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

新たに選出されました石井芳隆議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、定例会資料7ページにございます議席表のとおり、私から指定いたします。

---

### 【会議録署名議員の指名】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、9番、吉沢章子議員及び、12番、須田毅議員を、私から指名いたします。

---

### 【会期の決定】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 【諸般の報告】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

議場配付資料①の3ページ「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成26年6月分から平成26年12月分までの例月現金出納検査が実施され、また、11ページ「平成25年度上下期分及び平成26年度上期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書」のとおり、平成25年4月1日から、平成26年9月30日までの定期監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告いたします。

---

## 【一般質問】

### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第6、「一般質問」を行います。一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料①の19ページにあります、「一般質問発言通告表」のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

斉藤達也議員から通告がありましたので、発言を許します。斉藤達也議員。

### ○1番議員（斉藤 達也君）

横浜市会から選出されている斉藤でございます。通告に従いまして質問をいたします。

本年1月、医療保険制度改革につきましては、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう、「医療保険制度改革骨子」が社会保障制度改革推進本部で決定されました。

改革の内容については、国民健康保険制度に関するものが中心であります。後期高齢者医療制度においても、これらの改革はなくてはならないものだと思います。

後期高齢者医療制度については、平成20年の制度発足以来、一貫して規模が拡大しており、国の平成27年度予算案におきましては、後期高齢者医療制度の医療給付費等の総額は約1兆4兆8,000億円になっています。医療保険制度は、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を構築し、少子高齢化やさまざまな経済情勢の変化に対応し、これからも持続可能な公的医療保険制度を堅持することができるようにしなければなりません。

このような状況のなか、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、広域連合としての適切な運営を期待しているところであります。

広域連合においては、平成27年度の予算案では一般会計では約21億円であり、特別会計が約7,795億円です。このような巨大な事業を運営していくためには、より効果的・効率的な事務の運営が必要となります。

そこで平成27年度の予算編成に当たって一般会計及び特別会計について、それぞれどのような方針で編成し、どのような特徴があるのか、伺いまして、質問を終わります。

### ○議長（岩崎 善幸君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

林広域連合長。

### ○広域連合長（林 文子君）

斉藤議員の御質問にお答え申し上げます。27年度の予算編成方針についてですが、国において、25年12月に「社会保障プログラム法」が成立し、持続可能な医療保険制度等を構築するための措置を、29年度までを目途に順次講ずるものとし、本年1月には「医療保険制度改革骨子」が決定されました。

このような中、本広域連合では、引き続き被保険者が安心して医療サービスの提供を受けられるよう、第2次広域計画に掲げた基本方針と施策の方向性である医療費の適正化と健全な財政運営、健康診査実施体制の確保、広域連合の運営体制の強化、市町村との連携強化、広報広聴活動の充実、の着実な推進に向け、新たな事業の実施や既存事業の充実に取り組むことを基本方針としました。

一般会計の予算編成方針についてですが、県内33市町村の財政状況を踏まえ、事業費の精査に努め、徹底した経費の節減のもと、医療費適正化事業の一層の推進を図ることを方針としました。

一般会計の特徴についてですが27年度は、被保険者証の一斉更新がないことなどから、予算総額は、26年度当初予算と比べ6.4%減の、21億6,734万7千円としました。このうち医療費適正化事業では、26年度に新たに実施したジェネリック医薬品利用差額通知、及び、重複・頻回受診者訪問指導を、27年度も継続して実施します。また、医療費通知を全市町村で実施するとともに、海外療養費不正請求対策の経費を計上し、医療費の適正化に向けた取組を推進します。

特別会計の予算編成方針についてですが、27年度は、2カ年の財政運営期間の2年目にあたり、26年度の運営実績と今後の見込みを考慮し、最新の状況把握に努め、変化に対応した予算編成を行うことを方針としました。特別会計の特徴についてですが、予算額算出の基礎となる、一人あたり医療費については、伸び率が鈍化しているため、26年度当初予算と比べ0.5%減の88万792円とし、平均被保険者数については、26年度の見込みから約4万人の増となる、95万4千40人としました。これらの数値に基づき予算編成した結果、予算総額は、対前年度比3.2%増の7,795億870万円としました。このうち、審査支払手数料や葬祭費を含む保険給付費は、前年度と比べ4.1%増の7,744億円とし、特別会計全体の99%を占めます。

また、保健事業費は24億4千万円とし、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防を目的に、市町村が実施する健康診査への補助を継続するほか、新たに歯科健康診査の事業費を計上しました。この歯科健康診査は、前年度に75歳になった方を対象に、口腔機能低下や肺炎等の疾病予防を目的に、歯の状況や咬み合わせの状態などの口腔診査とブラッシングなどの口腔衛生指導を自己負担なしで実施するものです。

以上、斉藤議員の御質問に御答弁申し上げます。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。白井正子議員。

#### ○1番議員（白井 正子君）

横浜市の白井正子です。質問します。

はじめに、国の動向についてです。1月13日開催の社会保障制度改革推進本部において決定された医療保険制度改革骨子には、次の内容が示されています。入院時の食事代の引き上げ、

紹介状なしで大病院を受診する場合5000円から1万円ほどの定額負担、後期高齢者支援金は、2017年度から全面総報酬割を実施し所得水準の高い国保組合への国庫補助引き下げ、後期高齢者の保険料軽減特例の廃止、国保料の賦課限度額の段階的な引き上げなどです。これらは、持続可能な制度を構築、負担の公平化を口実に、更なる国民負担増を迫るものです。この骨子に基づいた法案が今国会に提出されています。連合長は、医療保険制度において、更なる国民負担増が迫られることについて、どう認識されているのか伺います。

つぎに、更なる国民負担増のなかでも、特に、後期高齢者の保険料軽減特例を、段階的に縮小し2017年度から原則的に本則に戻すことが示されています。この特例軽減の廃止で、均等割9割軽減や8.5割軽減が本則通り7割軽減に戻れば、9割軽減の方は保険料が3倍に、8.5割軽減の方は2倍に引き上がることになり、低所得高齢者は保険料負担の大幅増加です。軽減特例の対象者は全国では、2013年度は57%と聞いていますが、神奈川での2014年度6月時点での対象者全体の人数と割合、また、内訳として均等割9割軽減、均等割8.5割軽減、所得割軽減、被扶養者軽減それぞれの人数と割合を伺います。

保険料軽減特例は、国の予算措置で7年継続してきました。特例であっても、軽減措置をとった時期から、恒久措置と説明されてきました。そうでありながら、にわかには、この特例が臨時措置のように言われていますが、軽減措置そのものはしっかり定着しています。これまで連合長は制度全体について制度は「概ね定着している」と答弁されてきましたが、定着している軽減が廃止となることは大きな変化です。低所得高齢者の生活は厳しくなっており、年金が段階的に引き下げられ、生活必需品が値上がりし、消費税がさらに増税されようとし、2015年度からの介護保険料の引き上げなど、生活は大打撃です。加えて、後期高齢者医療の保険料負担の大幅増加は、厳しさにさらに追い打ちをかけ、高齢者を医療から遠ざけること必至と考えます。そこで、この軽減特例の廃止による低所得者の生活への影響をどう考えておられるのか伺います。

つぎに、神奈川県後期高齢者医療広域連合は全国で3番目に被保険者数の規模が大きく、把握している高齢者の生活実態を国に示せば、影響力があります。その影響力を活かして、国に対して、保険料軽減特例は廃止せず、恒久化するよう要望すべきです。これまで保険料軽減特例について「国の動向を注視する」と答弁されてきましたが、広域連合として保険料軽減特例の廃止反対を国に要望しているのかどうか伺います。

つぎに、2015年度は2年間の運営期間の2年目で、次期運営期間の保険料が検討されます。あらゆる努力で保険料の軽減が必要です。これまで、剰余金の全額活用、県と協議の上で財政安定化基金の取り崩し、財政安定化基金の当期分基金を活用することに加え、特に、神奈川は所得が高いことを理由に調整交付金が減額され、その分保険料が高くなっているため、国に調整交付金の見直しを求めることなどを提案してきました。国に調整交付金のあり方について見直しを求めるにあたり、保険料9割軽減の対象者は、2013年度で20.3%であり、全国の20.6%とほぼ同率であるので、低所得者数を加味することなどを求めてはどうかと考えます。どうでしょうか。

また、保険料の負担と合わせ、受診する際の医療費負担も重くのしかかります。広域連合独自で低所得者への窓口一部負担金の減免の実施を検討する考えはないか伺います。

最後に、国の社会保障費削減路線の下で継続される後期高齢者制度ですが、社会保障全体の拡充・改善が必要です。その財源として、不要不急の大型公共事業や過去最大となる軍事費の見直し、応能負担原則の徹底による大企業利益や富裕層に対するまともな課税が必要です。後期高齢者医療制度には根本矛盾があるため、上がり続ける保険料の打開策が考えられていません。一旦、老人保健制度に戻し、国民的議論で高齢者医療制度の在り方を考えるべきと考えますがどうでしょうか。伺って質問を終わります。

### ○議長（岩崎 善幸君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。林広域連合長。

### ○広域連合長（林 文子君）

白井議員の御質問にお答え申し上げます。

医療保険制度改革骨子についてですが、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持できるように、社会保障制度改革プログラム法に沿って、医療保険の財政基盤を安定化させるとともに、負担の公平性を確保するという観点から、国民健康保険の安定化、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入及び入院時食事療養費等の見直しなどが盛り込まれています。

近年の急速な高齢化の進展等に伴い、社会保障給付費が増大している中、負担の公平性を図り、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の充実を図るための制度改革と認識しています。

後期高齢者の保険料軽減特例についてですが、まず、26年6月時点での対象者は、約39万6千人で被保険者全体の44%になります。

内訳は、均等割9割軽減が約17万5千人で被保険者全体の20%、同じく8.5割軽減が約10万1千人で11%、所得割軽減が約6万6千人で7%、被扶養者軽減が約5万4千人で6%となっています。

保険料軽減特例の見直しによる低所得者の方の生活への影響についてですが、後期高齢者の軽減特例の対象者が、全体の44%であり、低所得者の方の生活への影響は少なくないと考えます。

このため、国は、保険料軽減特例の見直しにあたっては、低所得者の方に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者の方に配慮しつつ、急激な負担増とならないようきめ細やかな「激変緩和措置」を講ずるとしてしています。

保険料軽減特例恒久化の要望についてですが、制度の改善については、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて年2回、国へ要望しています。

25年度は、6月と11月に保険料軽減特例について恒久的な制度とするよう要望しました。

また、26年度は、社会保障審議会医療保険部会において保険料軽減特例の見直しについて議論されていることから、6月に、被保険者に対し過度な保険料を求めることなく、国による負担軽減を図ること。11月には、高齢者の生活環境を充分把握した上で保険料負担の軽減などを設定するとともに、過度の負担や急激な変化とならないよう十分配慮し、実施にあたって

は、国による丁寧な説明と周知を行い、国民の混乱を招かないよう進めることを要望してきました。

国の調整交付金の見直しを求めることについてですが、調整交付金は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するため、設けられている制度であり、調整交付金の算定にあたっては、低所得者を含む被保険者の所得額を、算定上の1つの要素としています。調整交付金の見直しについては、地域間の不公平を生じさせないように、改善や拡充を図ることを、全国後期高齢者医療広域連合協議会から、国に要望しています。

窓口一部負担金の減免についてですが、災害のほか、失業等により、著しく収入が減少したことなど、厚生労働省令で定める「特別の事情」がある場合に限り行うものとされており、本広域連合においても、国の基準に基づいた要綱を設置しています。今後もこの要綱により、適切に対応していきます。

後期高齢者医療制度の廃止に係る見解についてですが、本制度は、かつての老人保健制度が抱えていた課題を改善し、財政運営の安定化と世代間の負担の公平化が図られた制度となっています。また、社会保障制度改革国民会議での議論を経て、持続可能な医療保険制度の構築に向け、順次、必要な措置が実施されています。少子高齢化が進む中で、増大する高齢者の医療費を公費、現役世代、高齢者で、その能力に応じて負担する仕組みについては、今後も維持されるべきものと考えています。

以上、白井議員の御質問に御答弁申し上げます。

○議長（岩崎 善幸君）

よろしいでしょうか。

以上で、一般質問は終了いたしました。

---

**【神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について】**

○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第7、議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

○事務局長（安藤 康恵君）

議案第1号について、御説明申し上げます。

定例会資料の11ページを御覧ください。本件につきましては、行政手続法が、処分や行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の一層の充実を図るため、改正されたことに伴い、条例を改めるものでございます。改正の主な内容としましては、第33条で、行政指導に携わる者の「行政指導における権限根拠等の提示」の義務化について、第36条で、行政指導の相手方からの「行政指導の中止等の求め」の手続について、第38条で、申出人からの「処分又は行政指導の求め」の手続について定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（岩崎 善幸君）**

議案第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**【神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について】**

**○議長（岩崎 善幸君）**

次に、日程第8、議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

**○事務局長（安藤 康恵君）**

議案第2号について、御説明申し上げます。

定例会資料の15ページを御覧ください。本件につきましては、独立行政法人通則法が改正され、独立行政法人の分類が改められたことに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容は、第6条中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（岩崎 善幸君）**

議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**【神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について】**

**○議長（岩崎 善幸君）**

次に、日程第9、議案第3号「神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

**○事務局長（安藤 康恵君）**

議案第3号について、御説明申し上げます。

定例会資料の17ページを御覧ください。本件につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」が制定されたこと、及び「独立行政法人通則法」が改正されたことに伴い、条例を改めるものでございます。

改正の主な内容としましては、第2条で、番号法を引用して、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」などを定義し、第10条、28条、31条、38条、40条、41条で、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」の利用の制限、提供の制限、開示、訂正、利用停止などの取り扱いについて定めており、第55条で、特定個人情報保護評価を情報公開・個人情報保護審査会において行うため、審査会の開催要件を追加するものでございます。

また、第21条で、議案第2号と同様に、独立行政法人通則法の改正に伴い、「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

議案第3号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第3号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第10、議案第4号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

#### ○事務局長（安藤 康恵君）

議案第4号について、御説明申し上げます。

定例会資料の23ページを御覧ください。本件につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、低所得者にかかる保険料軽減措置を拡大するため、第12条第1項第2号中の「24万5千円」を「26万円」に、同項第3号中の「45万円」を、「47万円」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

議案第4号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第4号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第11、議案第5号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

#### ○事務局長（安藤 康恵君）

議案第5号について、御説明申し上げます。

定例会資料の25ページを御覧ください。本件につきましては、低所得者の保険料軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減等が平成27年度も継続して実施されることに伴い、この保険料軽減措置に充てるための財源とするため、条例の有効期限を平成28年3月31日に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

議案第5号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第5号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 【平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第12、議案第6号「平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

#### ○事務局長（安藤 康恵君）

議案第6号について、御説明申し上げます。

定例会資料の29ページを御覧ください。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に、1億2,622万8千円を増額し、予算総額を24億4,236万2千円とするものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、33ページ以降の説明書により御説明申し上げます。

今回の補正は、財政調整基金繰入金について、被保険者証一斉更新などの事業に係る経費を削減したことに伴い、減額補正するものと、繰越金について長寿・健康増進事業などの国の補助金・交付金が確定したことに伴い、平成25年度超過交付分の償還財源として、繰越金の一部を充てるとともに、残額を財政調整基金に積み立てるため、増額補正するものとを、合わせて行うものでございます。

はじめに、36ページ、37ページの歳入を御覧ください。4款1項、基金繰入金は、7,929万2千円の減額5款1項、繰越金は、2億552万円の増額でございます。

次に、38ページ、39ページの歳出を御覧ください。2款1項、総務管理費は、一般管理費として、7,318万5千円の減額財政調整基金費として、1億9,941万3千円の増額でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（岩崎 善幸君）

議案第6号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第6号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 【平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について】

### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第13、議案第7号「平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

### ○事務局長（安藤 康恵君）

議案第7号について、御説明申し上げます。

定例会資料の43ページを御覧ください。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に、180億140万8千円を増額し、予算総額を7,730億7,669万4千円とするものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、47ページ以降の説明書により御説明申し上げます。今回の補正は、繰越金について、療養給付費や高額医療費など、国・県の負担金等の超過交付分を償還するため、一部をその財源に充てるとともに、残額を療養給付費等支払準備基金に積み立てるため、増額補正するものでございます。

はじめに、50ページ、51ページの歳入を御覧ください。8款1項、繰越金は、180億140万8千円の増額でございます。

次に、52ページ、53ページの歳出を御覧ください。4款1項、基金積立金は、64億8,

777万2千円の増額6款1項、償還金及び還付加算金は、115億1,363万6千円の増額でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（岩崎 善幸君）

議案第7号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第7号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 【平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第14、議案第8号「平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

### ○事務局長（安藤 康恵君）

議案第8号について、御説明申し上げます。

定例会資料の57ページを御覧ください。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、21億6,734万7千円と定めるものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして、61ページ以降の説明書により御説明申し上げます。

はじめに、64ページ、65ページの歳入を御覧ください。1款1項、負担金は、18億9,252万円で、これは、県内33市町村からの事務費負担金でございます。前年度と比べ、1億4,331万7千円の増額となっております。2款1項、国庫補助金は、2億5,536万6千円で、これは、特別調整交付金及び後期高齢者医療制度事業費補助金でございます。66ページ、67ページを御覧ください。4款1項、基金繰入金は、1,902万9千円で、これは、臨時特例基金及び財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、68ページ、69ページの歳出を御覧ください。1款1項、議会費は、145万5千円で、これは、議員報酬と議会開催に伴う会場借上げ料が主なものでございます。68ページから75ページにあります、2款1項、総務管理費は、21億5,549万9千円で、主なものとして、71ページ上段の、県内各市からの派遣職員給与に相当する広域連合事業費負担金、71ページ下段の、被保険者の資格管理、被保険者証等の交付に関する経費である資格管理事業費、73ページ上段の、医療費の適正化を推進していく医療費適正化事業費、73ページ中段の、電算システムの維持管理等の電算システム関係費などがございます。

なお、平成27年度は、2年に1度の被保険者証一斉更新を行う年に当たらないため、資格管理事業費を大幅に削減しております。また、医療費適正化事業費では、医療費通知の対象市町村の増加に伴う経費や、新規事業として、海外療養費不正請求対策事業に係る経費を計上し

ています。電算システム関係費では、新規事業として、番号制度対応に係る経費を計上しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

これより質疑に入ります。議案第8号について、吉岡和江議員から通告がありましたので、発言を許します。吉岡和江議員。

#### ○14番議員（吉岡 和江君）

鎌倉の吉岡和江でございます。議案第8号平成27年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算について連合長に質問いたします。

番号制度について伺います。2015年度に実施される、番号制度導入における、コンピューター構築などの予算が盛り込まれました。国民一人一人に原則不変の個人番号を付番し、個人情報情報を容易に照合できる仕組みをつくるものです。個人のプライバシーが容易に集積され、プライバシーの侵害や成りすましなどの犯罪が常態化するおそれがあります。

番号法では、適用範囲が税と社会保障、災害と限定されていまして、実施前に預金口座にも適用する等、範囲拡大が検討されています。この制度は、税や社会保障の分野では徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないものであります。個別分野での番号利用自体を否定するものではありませんが、問題点もたくさん指摘されています。個人情報の漏えいや、成りすまし犯罪を防ぐ手だてがないことが大きな問題です。政府は罰則があるといいますが、罪則で規制することはできません。連合長の見解を伺いたいと思います。

今年秋ごろには、番号の通知が届きます。今から10年前住基ネットは、導入に400億円かけ、現在カードの普及率は5%と言われていたのですが、番号システムは、初期投資が3,000億円という巨額プロジェクトであるにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないままであります。導入にあたってどのような費用負担が生じるのか。また、制度導入後に生じる費用負担について伺います。以上で質問を終わります。

#### ○議長（岩崎 善幸）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。林広域連合長。

#### ○広域連合長（林 文子君）

吉岡議員の御質問にお答え申し上げます。

第8号議案について、御質問をいただきました。番号制度導入についてですが、国や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報と個人番号とを紐づけて効率的に情報の管理を行い、同じ個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取りできるようになります。制度の導入により、行政の効率化や国民の利便性の向上が図られるものと認識しています。

また、個人情報の漏えいや他人の個人番号を利用した成りすましを防止するため、国のガイドラインに沿って、条例で利用範囲を限定することやセキュリティの内容を明示した評価書を作成するなど、個人情報の保護に関する措置を実施していきます。

番号制度の導入にあたっての費用負担についてですが、後期高齢者医療電算処理システムを番号制度に対応できるよう改修する必要があり、27年度予算ではシステム改修費として約1,260万円を計上しています。なお、改修経費に対する国庫補助については、基準が示されていないことから予算計上していませんが、財源確保に努めてまいります。また、制度導入後に生じる費用負担等についても、現時点では詳細が示されていない状況です。

以上、吉岡議員の御質問に御答弁申し上げます。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第8号について、吉岡和江議員から通告がありましたので、発言を許します。吉岡和江議員。

#### ○14番議員（吉岡 和江君）

鎌倉の吉岡和江です。議案第8号についての反対の立場から討論を行います。

1つは共通番号制度の導入に関して申し上げます。国民一人一人に原則不変の個人番号を付番し、個人情報をお容易に照合できる仕組みをつくる、共通番号制度が2016年1月から導入されますが、個人情報保護における問題点が指摘されています。個人のプライバシーが容易に集積され、プライバシーの侵害や、成りすましなどの犯罪が常態化するおそれがあります。政府は、実施前から、適用範囲の拡大を検討していますが、神奈川新聞の3月23日付けの社説で「拙速な利用拡大避けよ」と言っているように国民の不安が広がっています。市民にはほとんど恩恵がなく、税・社会保障関係負担の収奪強化になるものであり、また継続的な費用負担もかかるという点で導入には反対であります。

更に、保険者が都道府県単位の広域連合であることが、国民から見えづらく、意見を言いたくても、広域連合が住民から遠いために市民の声がなかなか届かないというのは、大問題であります。全国的には全自治体から議員が選出されている広域連合は和歌山、千葉、秋田等があります。ところが、神奈川県は、市町村を8つのブロックに分け、ブロックごとに人口に応じた数の議員が選出をされるため、政令市以外では議員がいない市町村の方が多くなっています。全ての市町村から事務費、負担金を徴収していながら、その運営をチェックすることができない自治体があることは問題であります。最低限の保障が全市町村からの議員の選出であると考えますが、その定数を改善する意向を示した予算になっていませんし、改善の考えもないのは問題であります。以上で反対討論を終わります。

#### ○議長（岩崎 善幸）

以上ですので、討論を終結します。これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第8号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 【平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第15、議案第9号「平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

### ○事務局長（安藤 康恵君）

議案第9号について、御説明申し上げます。

定例会資料の81ページを御覧ください。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、7,795億870万円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、641億円と定めるものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして、85ページ以降の説明書により御説明申し上げます。86ページ、87ページの「歳入歳出予算事項別明細書」を御覧ください。総額については、前年度と比べて、251億973万1千円の増額となっております。

はじめに、歳入でございます。88ページを御覧ください。88ページから95ページにあります1款1項、市町村負担金は、1,567億1,339万3千円で、これは、県内33市町村からの保険料等負担金や、療養給付費負担金が主なものでございます。94ページ、95ページを御覧ください。2款1項、国庫負担金は、1,786億1,633万2千円で、これは、療養給付費等の負担金でございます。2款2項、国庫補助金は、415億2,965万6千円で、これは、財政調整交付金と健康診査事業にかかる補助金や、保険料軽減にかかる交付金などでございます。3款1項、県負担金は、618億5,272万8千円で、これは、療養給付費等の負担金でございます。96ページ、97ページを御覧ください。4款1項、支払基金交付金は、3,364億8,831万6千円で、これは、社会保険診療報酬支払基金が、国民健康保険や被用者保険などの保険者から徴収する、現役世代からの支援金でございます。7款1項、基金繰入金は、33億5,758万2千円で、これは、保険料軽減等にかかる財源として、国からの交付金を積み立てている「臨時特例基金」と2ヵ年の安定的な財政運営に向け設置しております「療養給付費等支払準備基金」から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。100ページ、101ページを御覧ください。1款1項、保険給付費は、7,744億245万1千円で、これは、療養給付費等、審査支払手数料及び葬祭費でございます。3款1項、健康保持増進事業費は、24億4,311万8千円で、これは、市町村が行う健康診査事業に対して交付する補助金と、新規事業として実施する歯科健康診査事業にかかる経費を計上しております。4款1項、基金積立金は、120万円で、これは、療養給付費等支払準備基金及び臨時特例基金に積み立てるもので、利子分のみを計上しています。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（岩崎 善幸君）

これより質疑に入ります。議案第9号について、吉岡和江議員から通告がありましたので、

発言を許します。吉岡和江議員。

#### ○14番議員（吉岡 和江君）

鎌倉の吉岡和江です。第9号平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について連合長に質問いたします。

保険料の負担軽減についてと短期証発行について質問します。神奈川県は東京都に次ぎ、全国で2番目に保険料が高い県です。2014、2015年度保険料は均等割りで42,580円、所得割率は8,30%、賦課限度額は2万円引き上げて、57万となりました。9割軽減、8,5割軽減等が実施されていますが、2014年6月時点で均等割り軽減者は被保険者の47,37%に上っています。2013年度実滞納者は13,870人であり、各年度末では13,000人台の滞納者を抱えています。保険料の引き下げや減免制度の拡充が強く求められます。国保事業では各自治体が保険料軽減のため、独自に一般会計から繰り入れを行っています。県や市町村に働きかけ、独自の軽減措置をとるよう求めますが、見解を伺います。

滞納者に対して連合は2012年短期証発行に踏み切り、2014年8月で2,202名と増えています。各市町村によって、発行がゼロから764人の川崎までと対応はさまざまです。市町村によっては広域連合の滞納期間3カ月以上から短期証発行基準をより以上拡充し、高齢者により沿った取り組みを行ったり、市によっては短期証を基本的に発行しないとしている自治体もあります。短期証発行については市町村によって対応に違いがありますが、この違いについての認識を伺います。

短期証発行は高齢者の受診抑制につながるのではないのでしょうか。県広域連合として、短期証の発行は控えるよう指導するべきではないのでしょうか。丁寧な対面での相談を行い、実態を把握し、特別の事情を考慮した、心の通った対応が必要です。いかがでしょうか。

次に、滞納者に対する強制的対応について伺います。減免決定は、2013年度は131件中、災害減免が124件、収入による減免は2件です。滞納となるのは、低所得者層に属する普通徴収者と思われます。滞納に対して2012年度は、市町村の差押えは8自治体69件から2013年度は、11自治体132名と増えています。預貯金の差押えは横浜が44件、藤沢は16件となっていますが、高齢者の生活実態から大変非情なものではないのでしょうか。差押えが増えている事態をどうお考えでしょうか。伺います。

次に保健事業について伺います。今回データヘルス計画を策定し、認知症予防や誤飲性肺炎を防ぐためにも口腔内ケアは大事な事業であり、今回広域連合で実施するとのことですが、どういう効果を考えていますか。また、データヘルス計画を作った、目的と課題は何でしょうか。伺います。保健事業については健診の受診率向上によって、早期発見・早期治療を促し、重症化を防ぎ、医療費の削減にもつながるものです。保健事業については自治体任せになっており、市町村の受診率には大きな差があります。何故、受診率に差があるのか。受診率の高い、藤沢市や愛川町、綾瀬市での取り組みについて、実施期間の延長やがん検診との同時実施などの推奨事例を紹介し、各市町村の取り組みを支援しているとのことですが。その結果、受診率向上につながったのか、取組の成果と課題について伺います。

保健事業の拡大については、健康診査の受診率に差が出ていることを踏まえ、保健事業全般について自治体任せにせず、広域連合が指導性を発揮し、健康長寿の神奈川を目指す必要があると思いますが、いかがでしょうか。保険料軽減特例につきましては、白井議員と重なりますので割愛させていただきます。後期高齢者医療制度の導入を担当した当時の厚労省課長補佐が、地方での講演で、「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう」と発言し、大問題となりました。高齢者に際限ない保険料の値上げを押しつけ、「負担増を我慢するか、医療を受けるのを我慢するか」をせまるという制度の本性が本格的に高齢者に襲いかかろうとしています。私達は差別と負担増の制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すよう提案しています。老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま現役世代より低い窓口負担で医療を受けられるようにする、財政調整の仕組みです。老人保健制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや別枠の診療報酬による差別医療はなくなり、高齢者が75歳になった途端に家族の医療保険から切り離されることもなくなります。高齢者を差別する、現制度は廃止し、老人保健制度に戻すべきと考えますが、見解を伺います。以上で質問を終わります。

#### ○議長（岩崎 善幸）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。林広域連合長。

#### ○広域連合長（林 文子君）

吉岡議員の御質問にお答え申し上げます。第9号議案について、御質問をいただきました。

保険料についてですが、高齢化の進展や、医療の高度化などによる1人あたり医療費の増加などにより、医療給付費が伸びていることから、保険料で負担する額も増えていくことが避けられない状況です。また、後期高齢者医療を運営していくための財政の仕組は、国が定める基準に沿っており、法定の負担に加え、県及び市町村などにさらなる負担を求めることは、現下の厳しい財政状況を踏まえると、困難であると考えています。

短期被保険者証についてですが、短期証は、保険料滞納者との納付相談の機会を増やし、保険料の納付につなげるために交付要綱に基づき、交付することができるとしています。短期証の交付は、各市町村の収納対策を実施する手段としていることから、その対応に違いがあります。短期証は、市区町村窓口における納付相談の機会が確保されることで、保険料の納付や納付誓約に繋がっていることから、短期証の活用は収納対策における有効な手段の一つであると認識しています。

市町村における差押え等の状況についてですが、広域連合では、保険料収納対策に係る実施計画に基づき、各市町村へ照会し把握しています。保険料の徴収に関しては、法律上、市町村が対応すべき事務とされています。差押え等の滞納処分については、相当額の資産があるにも関わらず、また、特別な事情もなく督促や再三の催告などによっても、長期にわたり保険料を滞納している被保険者について、その生活実態を把握した上で法令の基準に則り、適切な滞納処分が行われているものと考えています。

データヘルス計画についてですが、高齢者の大幅な増加が見込まれる中で、健康や医療に関する情報を分析し、高齢者の健康課題を明確にして、さらに効果的かつ効率的に保健事業を推

進する目的で計画を策定しました。データヘルス計画策定に当たり、医療情報を分析したところ、神奈川県の高齢者では生活習慣病、骨折、歯周疾患などの件数が多いといった疾病状況などの健康課題が明確になりました。今後は、健康課題に着目し、高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、生活習慣病等の発症・重症化予防や心身機能の低下防止に向けた取組を図ることができるものと考えています。

健康診査の受診率の向上についてですが、本年度も、県で開催した「特定健診・特定保健指導実施率向上のための情報交換会」において、有効な取組事例を紹介し合い、意見交換等を行いました。このような情報交換により、各市町村では、より効率的な取組を行い、受診率向上の推進を図っています。そのため、県全体の受診率は、23年度は、22.9%、24年度は、23.21%、25年度は、23.67%と微増しているものの、まだまだ取組の効果が出ているとまでは言えない状況にあることから、さらに工夫が必要だと考えています。

また、広域連合では、各市町村から受診案内方法、健診の実施期間、他の健診との同時実施状況を調査し把握するなど、市町村と連携して受診率の向上に取り組んでいますが、さらに研究をして取り組んでまいります。

保健事業の拡充についてですが、高齢者の健康保持増進のために、市町村と連携を図りながら、保健事業を展開していく必要があります。そのため、広域連合では、新たに重複・頻回受診者に対し保健師による訪問指導を実施し、広報紙などでの健康に関する啓発や、骨折予防のポスターの作成など、市町村と連携しながら効果的かつ効率的な保健事業を展開しています。さらに、27年度からは広域連合が実施主体となって歯科健康診査を新たに開始します。今後は、広域連合が支援の中心となって、保健事業の推進が図られるよう努めていきます。

老人保健制度に戻すことの見解についてですが、本制度は、かつての老人保健制度が抱えていた課題を改善し、財政運営の安定化と世代間の負担の公平化が図られた制度となっています。少子高齢化が進む中で、増大する高齢者の医療費を公費、現役世代、高齢者で、その能力に応じて負担する仕組みについては、今後も維持されるべきものと考えています。

以上、吉岡議員の御質問に御答弁申し上げます。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第9号について、吉岡和江議員から通告がありましたので、発言を許します。吉岡和江議員。

#### ○14番議員（吉岡 和江君）

鎌倉の吉岡和江です。議案第9号について反対の立場で討論を行います。

この間の国の動向ではきわめて重大な問題点があります。政府は3月3日の閣議で、市町村の国民健康保険の財政運営を都道府県単位で行うことなどを盛り込んだ医療保険制度改悪を決定しました。国保を都道府県に移して医療費抑制を進めることや、入院食費の自己負担を1食260円から460円に引き上げ、紹介状がなく大病院を受診した患者にも5,000円から1万円の負担増を求める内容です。

また、法案にはよらずに政令を変え、後期高齢者医療の保険料を最大9割軽減している特例措置を2017年度から廃止し、約2～10倍の負担増を強いる計画です。改定のたびに引き上がる75歳以上の後期高齢者医療保険料の負担は深刻です。厚労省調査では滞納者数は全国では、約23万8,000人で、短期保険証を発行された高齢者は2万3,300人余と過去最多を更新しました。神奈川県でも2013年実滞納者は13,870人であり、各年度約1万数千人を数えています。滞納者に対する短期証発行は2013年8月1日で1,038人と比べ2014年8月1日で2,202名と増加しています。2014年6月時点で均等割軽減者は被保険者の47.37%に上っています。短期証発行はやめ、対面による丁寧な対応を求めます。滞納となる層は、年金からの天引き対象になっていない低年金・低所得の普通徴収の高齢者がほとんどであります。中所得者の軽減制度の新設を求めます。差し押さえ件数は2012年から比べ2013年は1.9倍に増加しています。滞納者に対して高齢者の生計費などを差し押さえるような人権無視の強制徴収は、絶対に行うべきではありません。保険料の軽減のためには、調整交付金の在り方について国に意見を上げること、国民健康保険制度のように、保険料軽減のために県、市町村の独自繰り入れの検討を行うこと、軽減特例の継続や財源の恒久化を国に求めること等が必要ですが、恒久化についての要望が後退したことは問題です。また、早期発見・早期治療のため、健康診査の拡充や受診率を上げるため、健診実施を市町村任せにせず、広域連合としての指導強化を求めます。後期高齢者医療制度の導入は厚生労働省の役人が「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう」と発言し、大問題となりましたが、高齢者に際限ない保険料の値上げを押しつけ、「負担増を我慢するか、医療を受けるのを我慢するか」をせまるということが制度の本質であります。高齢者を年齢差別と負担増の制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう求め、反対討論を終わります。

○議長（岩崎 善幸）

以上ですので、討論を終結します。これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第9号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**【神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙】**

○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第16、選挙第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

選挙管理委員の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第15条第3項及び地方自治法第292条の規定において準用する同法第182条第2項の規定により、行うものとございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第118条第2項の規定による指名推選とし、補充員につきましては、その順序を付

して私から指名いたしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、私から指名いたします。

お手元に配付いたしました、議場配布資料①の23ページ「選挙管理委員会の委員・補充員名簿（案）」のとおり、それぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が当選されました。

---

## 【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第17、同意第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

### ○事務局長（安藤 康恵君）

同意第1号について、御説明申し上げます。

議場配付資料①の25ページを御覧ください。識見を有する者のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに 諫山明子氏を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。

諫山氏の略歴は、26ページの履歴書のとおりでございまして、諫山英一税理士事務所において税理士として御活躍されており、人格高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する方であり、監査委員の適任者と存じます。

選任について、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（岩崎 善幸君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。同意第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 【陳情】

### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、議長あて、平成27年3月13日付けで、3件の陳情書が提出されました。

この際、本3件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本3件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。それでは、「議場配付資料①」の27ページを御覧ください。

日程第18、陳情第1号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続についての国への意見書提出を求める陳情」、日程第19、陳情第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める陳情」及び、日程第20、「広域連合議会における請願人や陳情人の口頭意見陳述の実現を求める陳情」についてを議題といたします。

本3件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時45分 休憩

---

午後4時3分 再開

### 【委員長報告（陳情第1号）】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、「陳情第1号について」、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。大野議会運営委員会委員長。

#### ○議会運営委員会委員長（大野 忠之君）

ただいま議題となりました「陳情第1号について」、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件については、白井正子議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。白井正子議員。

#### ○7番議員（白井 正子君）

横浜市の白井正子です。私は、神奈川県社会保障推進協議会より出された、陳情第1号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続についての国への意見書提出を求める陳情」について賛成し、討論を行います。

年金給付の特例水準解消やマクロ経済スライドの実施による年金の段階的引き下げや、昨年4月からの消費税率の8%への引き上げを含めて生活必需品の値上がりなどにより、後期高齢者を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあるとして、安心して医療を受けていただくためには保険料軽減特例を継続することが必要として、国に対して、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しは行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度とするよう意見書を提出することを求

めています。

先の一般質問で明らかになったように、保険料軽減特例の対象者は、被保険者の44%に相当する多さになっています。高齢者からは、年金減額で生活を切り詰めざるを得なくなったと聞いており、高齢者の生活実態は深刻です。来月、4月からの年金支給額についてですが、物価や賃金の上昇よりも年金額の伸びを低く抑える「マクロ経済スライド」を初めて発動することなどによって、年金額の伸び率を0.9%に抑制し、物価上昇分に及ばないため実質的に引き下げが行われます。安倍政権の経済政策アベノミクスによって物価上昇を引き起こしながら、耐え難い年金削減を押し付けるものです。

消費税増税や年金削減によって必要な医療の受診抑制を余儀なくされている実態があることが明らかになっています。東京都内の例ですが、高齢化率が高い区のある歯科で、昨年4月を前後して月の患者数が120人～150人台から70人～90人台に減少しました。歯科での受診抑制です。

また、大阪府保険医協会・大阪歯科保険医協会が昨年12月に行った医療・介護現場から見える貧困調査では、治療中断を経験したのは医科で6割以上、歯科は9割にのぼります。薬が切れているはずなのに受診に来ない事例報告をした事業所が、消費税増税前の2011年調査の35%から66%に急増です。後期高齢者のみを対象とした数字ではありませんが、受診抑制が伺えます。

年金削減で、物価と消費税は上がり、医療の負担増では、一層の受診抑制で健康が脅かされることが危惧されます。安心して医療を受けていただくためには保険料軽減特例を継続することが必要として国への意見書提出を求める陳情は当然です。採択することを呼びかけたいとして、討論を終わります。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。陳情第1号については、議会運営委員会では、不採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

#### 【委員長報告（陳情第2号）】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第19、「陳情第2号について」委員長より報告を求めます。

大野議会運営委員会委員長。

#### ○議会運営委員会委員長（大野 忠之君）

ただいま議題となりました「陳情第2号について」、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたし

ました。以上で報告を終わります。

**○議長（岩崎 善幸君）**

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会 委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件については、白井正子議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。白井正子議員。

**○7番議員（白井 正子君）**

横浜市の白井正子です。私は、神奈川県社会保障推進協議会より出された、陳情第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める陳情」について賛成し、討論を行います。陳情項目を読み上げます。

1、保険料が引き上げとならないよう、あらゆる手立てを講じていただくこと。2、北海道、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県などの広域連合が実施している、低所得者に対する独自の保険料減免制度を創設していただくこと。3、保険料滞納者への差し押さえや滞納処分は、原則として行わないこと。4、国の調整交付金の算定方法について、改善を求めていただくこと。5、短期保険証の交付にあたり、「特別の事情」を考慮し、受療権が侵害されないよう、特段の配慮をしていただくこと。また、訪問しての面談を交付の要件としていただくこと。6、市町村とも連携し、高齢者の健康増進事業の一環として、市民プール等を無料で利用できる事業を実施していただくこと。また、プール利用に至らない自治体の場合は、それに代わる健康増進事業を実施していただくこと。以上、制度の改善を求めるものです。

私の一般質問と鎌倉市の吉岡議員の質問と討論で主張しましたように、制度運営にあたっては、そもそも滞納が起らないような、負担を考慮した保険料の設定、そのための健康増進事業の推進、滞納の場合には事情をしっかりと把握することなどが重要であり、陳情の趣旨に沿った制度の改善が必要であり、採択することを呼びかけます。

**○議長（岩崎 善幸君）**

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。陳情第2号については、議会運営委員会では、不採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

**【委員長報告（陳情第3号）】**

**○議長（岩崎 善幸君）**

次に、日程第20、「陳情第3号について」委員長より報告を求めます。

大野議会運営委員会委員長。

**○議会運営委員会委員長（大野 忠之君）**

ただいま議題となりました「陳情第3号について」、議会運営委員会における審査の結果を、

御報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

**○議長（岩崎 善幸君）**

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会 委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件については、白井正子議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。白井正子議員。

**○7番議員（白井 正子君）**

横浜市の白井正子です。私は、神奈川県社会保障推進協議会より出された、陳情第3号「広域連合議会における請願人や陳情人の口頭意見陳述の実現を求める陳情」について賛成し、討論を行います。

陳情趣旨にあるように、住民の意見を十分反映させ、民主的運営をさらに強める立場から、陳情事項として、請願人や陳情人の口頭意見陳述を認め、実施することを求めています。国の社会保障制度が自然増削減路線にあり、高齢者の医療も介護も国民負担増の下で、当広域連合の制度運営に大きな関心が寄せられ、議会に切実な願いが寄せられているわけです。神奈川県議会では、提出者からの申し出があり、委員会又は正副委員長の許可があれば、意見聴取を実施しています。全国の他の後期高齢者医療広域連合議会では、口頭陳述が実施されているところがあります。短時間であっても口頭での趣旨説明があれば、共通認識となり、より認識が深まります。実施にあたっての制約があるとは思われません。

本陳情事項について、採択することを呼びかけ、討論を終わります。

**○議長（岩崎 善幸君）**

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。陳情第3号については、議会運営委員会では、不採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の皆様は起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

**【閉会中継続審査】**

**○議長（岩崎 善幸君）**

次に、「閉会中継続審査」について、議題といたします。

議場配付資料②の5ページを御覧ください。議会運営委員会 大野委員長から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

---

### 【議決事件の字句及び数字等の整理】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

---

### 【閉会の挨拶】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。林広域連合長。

#### ○広域連合長（林 文子君）

本日、御提案を申し上げました議案等について御熱心に御審議を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

今後とも一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

これをもちまして、平成27年 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時19分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 岩 崎 善 幸

議 員 吉 沢 章 子

同 須 田 毅